警備保障業務仕様書

１．警備対象

（１）　たつの市立龍野図書館　たつの市龍野町本町５７－１

（２）　たつの市立新宮図書館　たつの市新宮町宮内７５－１

（３）　たつの市立御津図書館　たつの市御津町岩見３１５－６

２．警備目的

　この警備は対象物の火災・盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、施設物品の保全をはかることを目的とする。

３．警備任務

（１）　火災・盗難及び不良行為の拡大防止

（２）　事故確認時における関係先への連絡・通知

（３）　警備実施事項の報告

４．警備方法

　機械警備

５．警備権限上の権限

　警備業務遂行のための警備上の権限を付与する。

６．警備期間

　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日の５年間

７．警備実施仕様

　警備作業装置開始の信号を受けたときに始まり、警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる。

８．異常事態発生時の対処

　警備対象物に異常が発生したことを確認した時は、速やかに異常事態の拡大防止にあたり、緊急連絡先及び必要に応じ関係先（警察、消防署等）へ通報する。

９．事故報告書の提出

　警備実施期間中に事故が発生したときは、事故報告書を提出する。

１０．警備報告書の提出

　警備実施中に必要に応じ入館した際には、その都度警備報告書を提出する。

１１．警備装置の保守点検

設置された警報装置の機能については、適宜保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を報告する。

１２．損害賠償

知り得た機密事項を、一切他に漏洩してはならない。また、事業者の過失による損害は賠償するものとする。損害賠償限度額は、１事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて１０億円とする。

１３．契約終了について

契約が終了したときは、遅滞なく警報機器を撤去し、撤去費用も含むものとする。

１４．その他

この警備保障業務仕様書に定めのない実施上の事項については、その都度協議する。